

岩手県における 東日本大震災津波による 保健活動について

岩手県保健福祉部健康国保課
主査 中野 真美子

はじめに

平成23年3月11日に発生した平成23年東日本大震災津波により、岩手県において多くの尊い命が奪われるとともに、甚大な被害を受けました。

本県における被災者に対する保健活動の概要について報告します。

地震及び津波の概要

発生日時 平成23年3月11日(金)
14時46分頃

規 模 マグニチュード 9.0

岩手県の最大震度 震度6弱

津波の最大波 宮古 8.5m以上



(陸前高田市)

本県の被害状況について

【被害の状況】(H23.9.15現在)

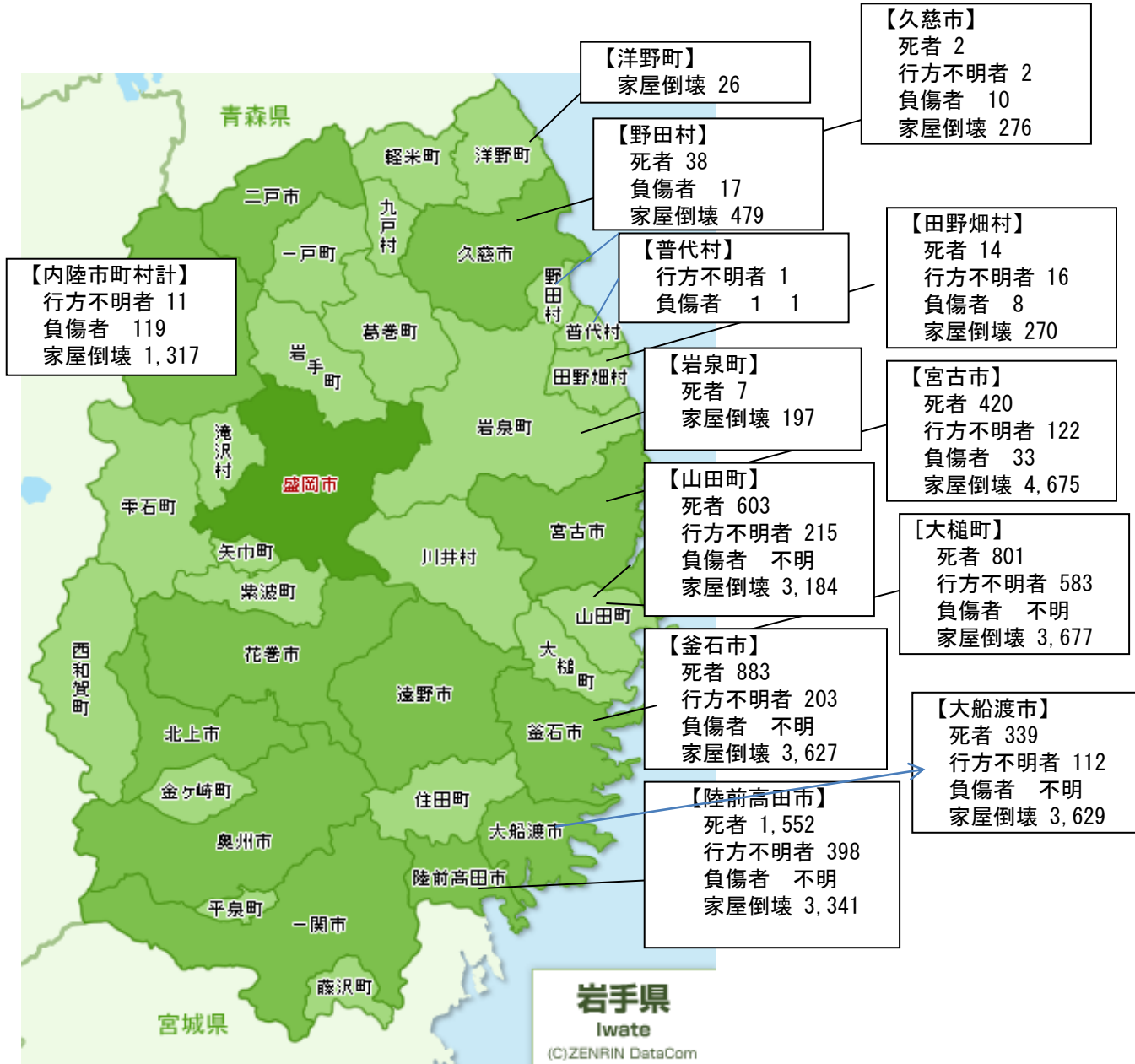
○死者	4,658人
○行方不明者	1,666人
○負傷者	188人
○家屋被害(全・半壊)	24,697棟

👉 人的被害(6,512人)

本県人口の0.6%

沿岸人口の2.7%

市町村別の被害状況（平成23年9月16日現在）



ライフライン被害の概要

区 分	最大被害状況	復旧状況
停 電	約76,600戸	H23.5.28復旧
ガス供給停止	約 9,400戸	H23.4.26復旧
断 水	約18,000戸	H23.7.12復旧
電話不通	約66,000戸	H23.4.17復旧)

避難者について

ピーク時（H12.3.13）

54,529人

県内内陸親類宅等に移った被災者

2,383人

他都道府県に移った被災者

1,579人

（H23.9.14時点）

保健活動の概要について

<保健師の確保について>

○H23.3.12

知事から厚生労働大臣あてに保健師の派遣要請(災害対策基本法)

○H23.3.12

県内保健所長(内陸部)及び市町村長(内陸部)あてに保健師の派遣要請

○H23.7.1

知事から厚生労働大臣あてに保健師の継続派遣について要請

○H23.8.3

知事から厚生労働大臣あてに保健師の継続派遣及び地方公共団体や職能団体の保健師等専門職員の被災自治体への長期的な配置に対する支援について要請

保健師の被派遣状況

(H23.3.12～H23.8.31)

○ 県外自治体

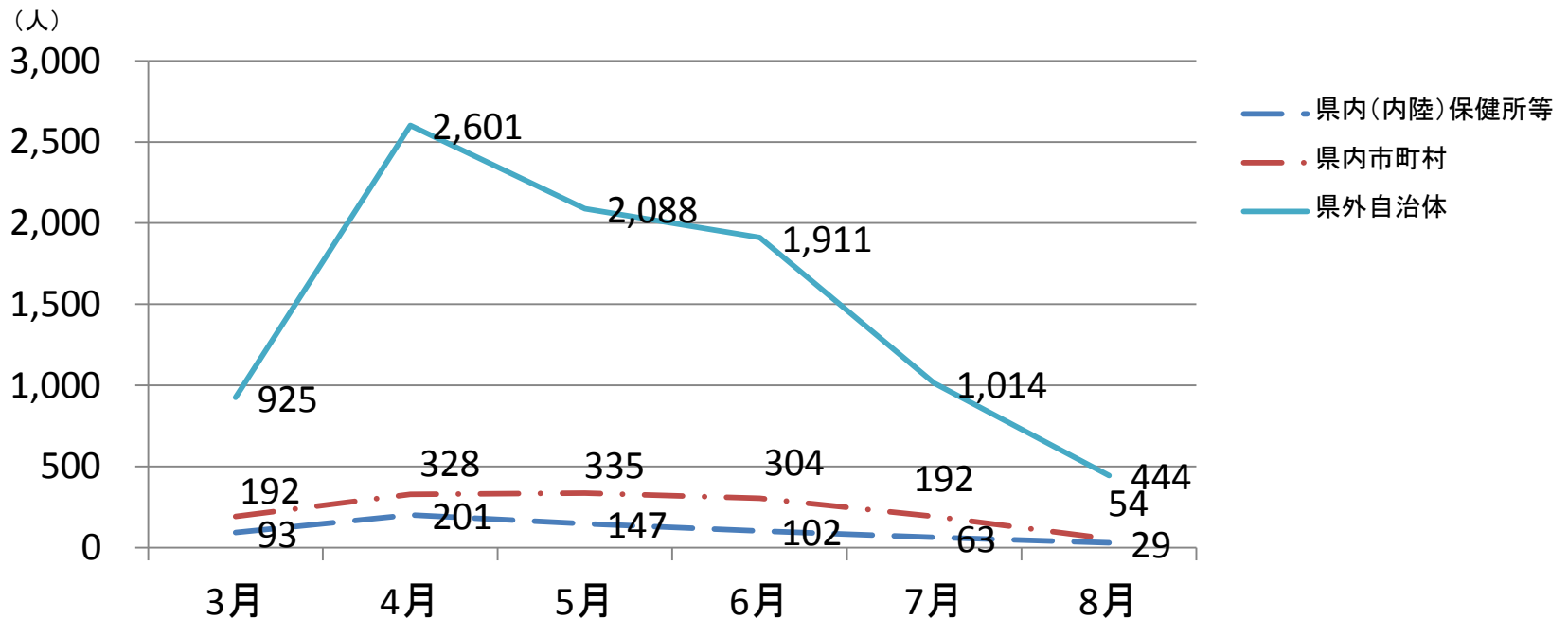
延べ 8,983人

○ 県内市町村

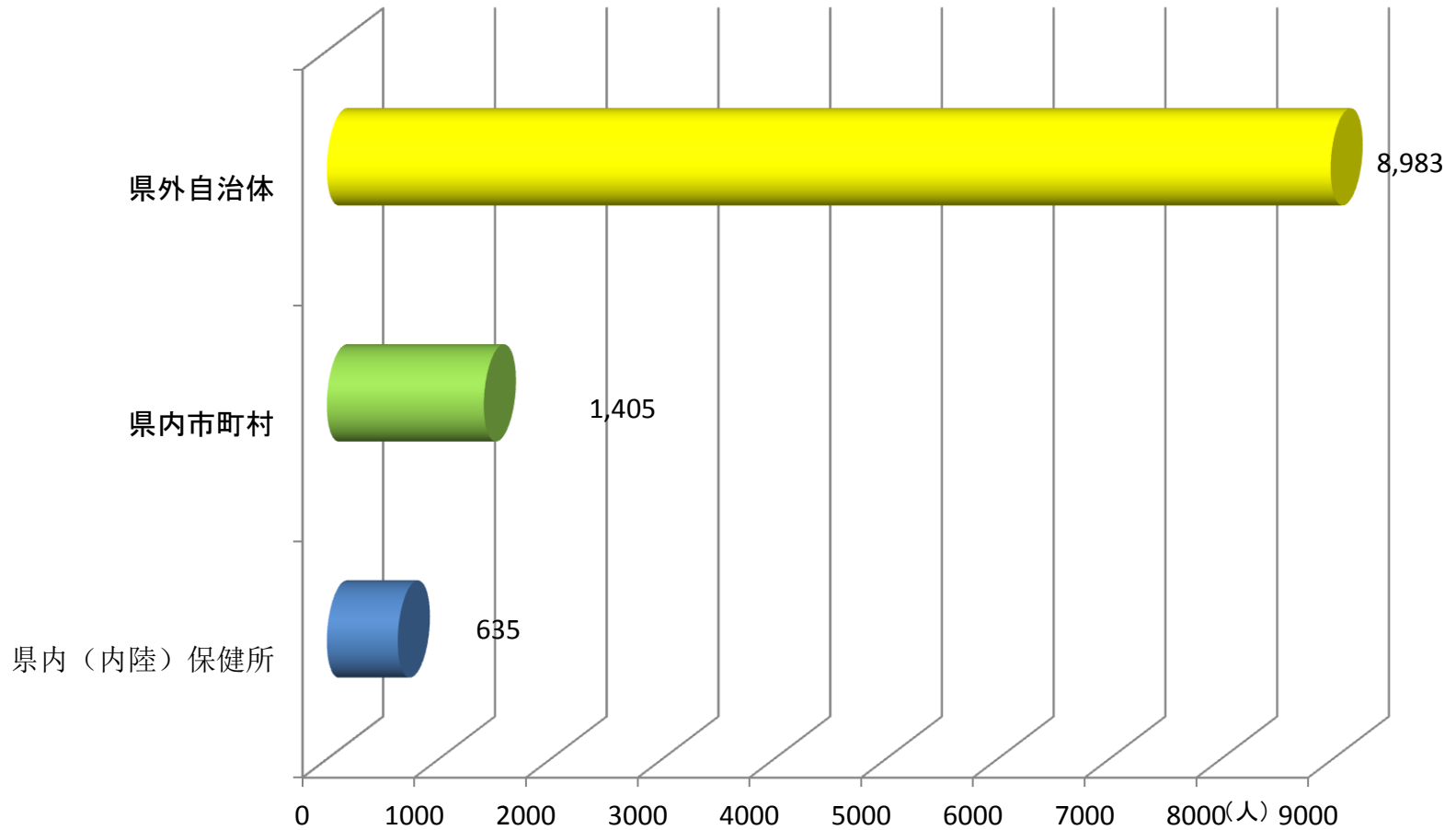
延べ 1,405人

○ 県内(内陸)保健所

延べ 635人



保健師の被派遣状況



被災地における保健活動

避難所巡回や在宅被災者への家庭訪問等により、発災直後から保健活動を実施。

被災地での保健活動の主な概要

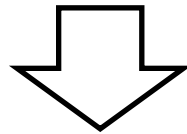
- 避難者の健康状態の把握
- 健康相談の実施
- 要介護への支援
- 慢性疾患（高血圧症等）を有する避難者
に対する支援（医療チームへの紹介等）

- 発熱、不眠等の有症者への支援（医療チーム、心のケアチームへの紹介等）
- 保健指導（感染症予防、エコノミー症候群予防、生活不活発病の予防、食中毒予防、熱中症予防等）
- アレルギー者に対する支援

など

避難所の閉鎖

平成23年8月末に避難所が閉鎖。



応急仮設住宅（H23.8.30現在）

319団地（13,984戸）



岩手県復興計画の策定（H23.8月）

【復興計画の構成及び期間】

復興基本計画

復興に向けての「目指す姿」や原則、具体的取組等を明らかにするもの

復興実施計画

復興のために行う施策、事業及びその工程表等を明らかにするものであり、その施策等の進め方から3つの期間に区分

23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画

（平成23年度～平成30年度）

復興実施計画

第1期

～基盤復興期間～
（平成23年度～平成25年度）

第2期

～本格復興期間～
（平成26年度～平成28年度）

第3期

～更なる展開への連結期間～
（平成29年度～平成30年度）

- 平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から30年度までの**8年間**を全体計画期間とする。

復興の目指す姿

いのちを守り 海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸の創造

復興に向けての考え方

- ▶ 安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- ▶ 「ふるさと」が「ふるさと」であり続けることのできるよう、地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- ▶ 被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- ▶ 三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- ▶ 多様な参画による開かれた復興を実現する。

目指す姿の実現に向けた取組体系



「暮らし」の再建 保健・医療・福祉 復興の歩みに関する主な取組

- 避難所から仮設住宅への移転など、被災者の状況の変化に応じた保健師、栄養士等による保健活動や栄養指導、口腔ケア活動等
- 新たな地域コミュニティ活動に配慮した健康づくり活動の推進

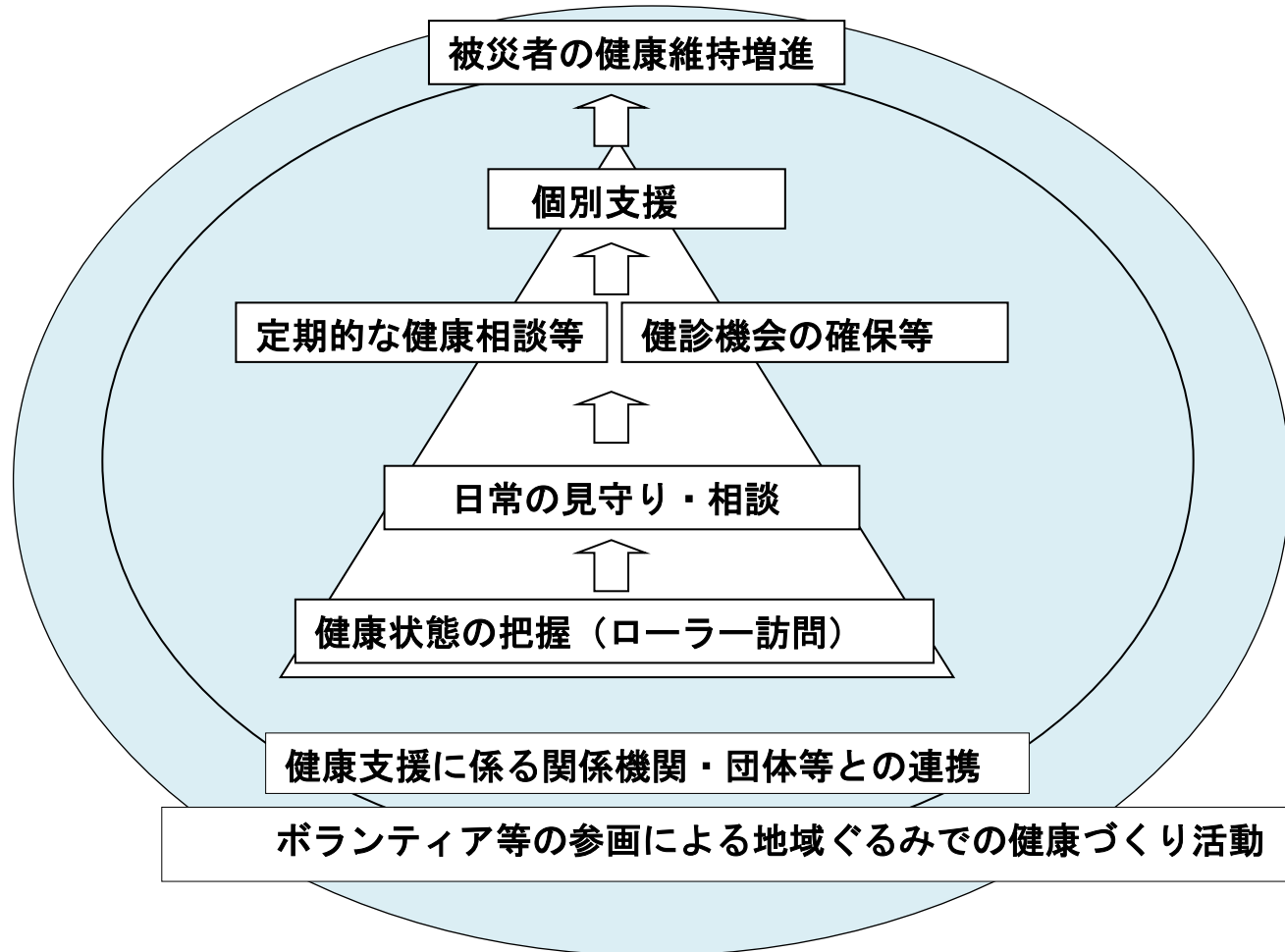
岩手県被災者健康支援ガイドライン (Ver.1)の策定

～応急仮設住宅入居者等を対象とした
健康支援対策について～

平成23年8月

仮設住宅入居者等を対象とした健康支援対策の主なポイント

仮設住宅入居者等を対象とした健康支援対策の体系図

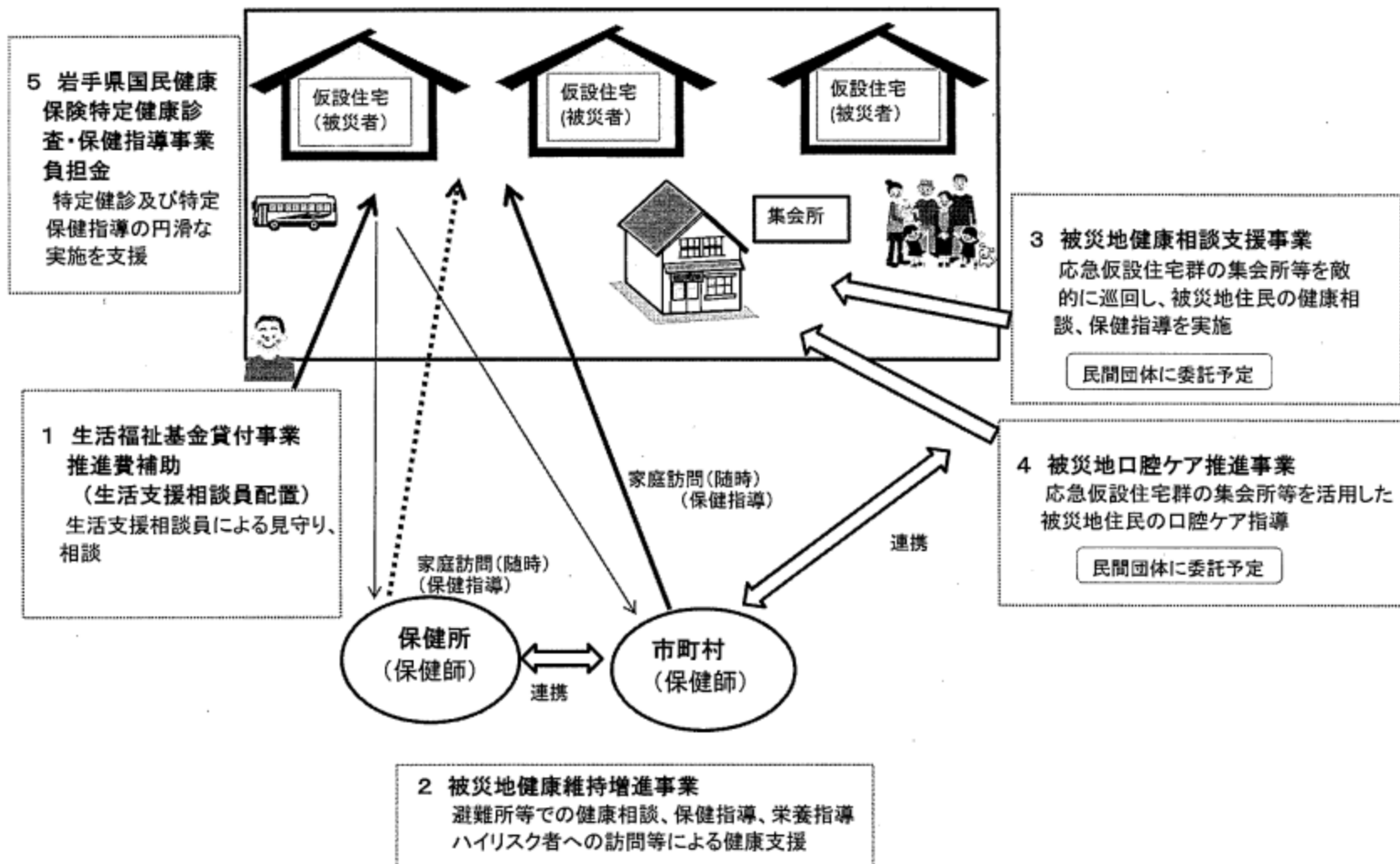


応急仮設住宅入居者等を対象とした 健康支援対策のポイント

- 1 定期的な全戸訪問による健康状態の把握
- 2 日常の見守り、相談
- 3 応急仮設住宅群の集会所等での健康相談、
栄養相談等
- 4 健診の機会の確保及び受診環境の整備
- 5 要支援者への個別支援
- 6 ボランティア等の参画による地域ぐるみでの
健康づくり活動の推進

応急仮設住宅入居者等を対象とした健康支援対策に関する県事業の概要図

仮設住宅コミュニティ



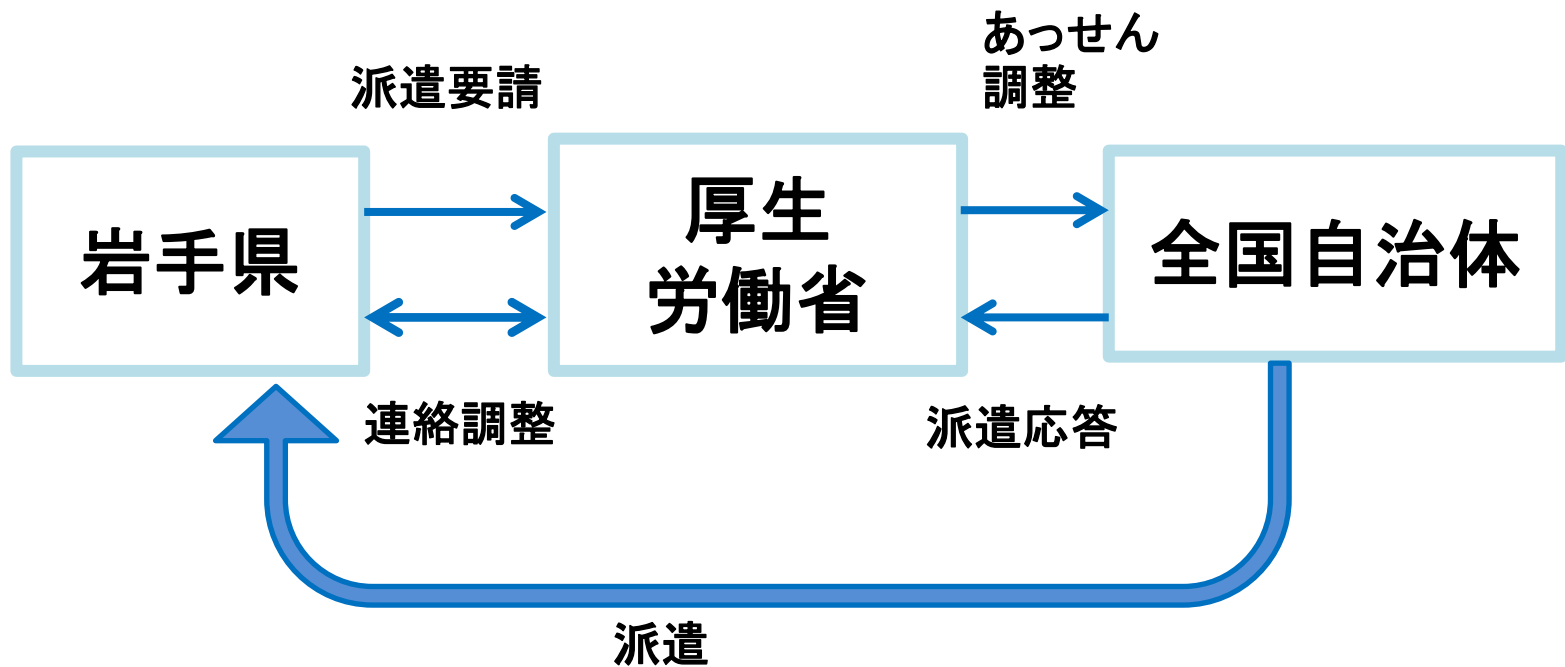
取組み及び課題等

○ 保健師の確保（派遣協力保健師の調整等）

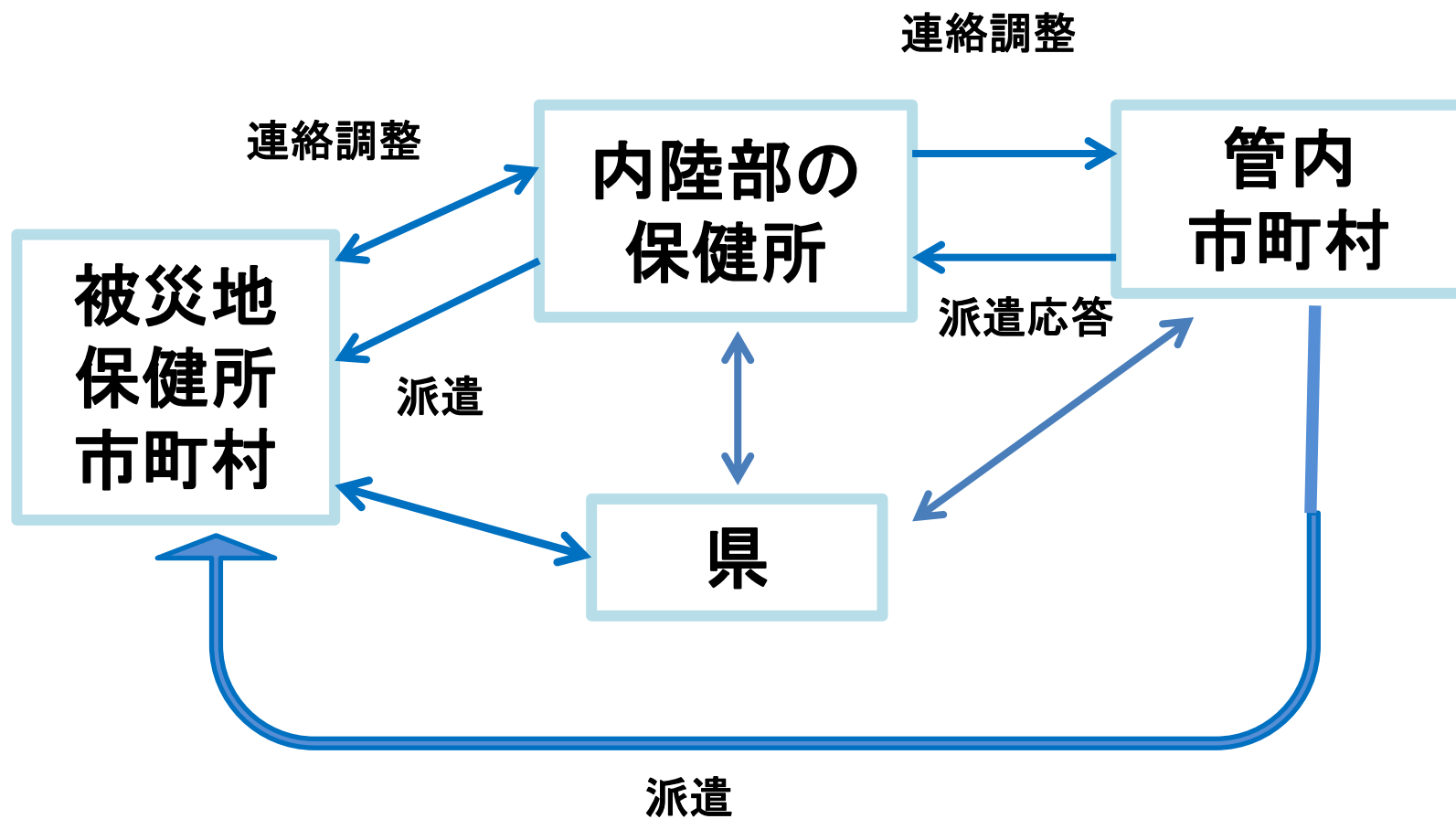
全国自治体、県内保健所・市町村保健師の派遣協力について、各々独立した連携体制を確立し、有効に機能した。

全国自治体からの協力

(災害対策基本法第30条第2項)



県内保健所・市町村からの協力



○ 連絡手段について

発災当初、電話等の連絡手段が機能せず、情報の入手、連絡等に苦慮した。

- 防災行政無線の活用
 - 防災MCA無線の活用
 - 衛生電話の活用
- } 等の検討

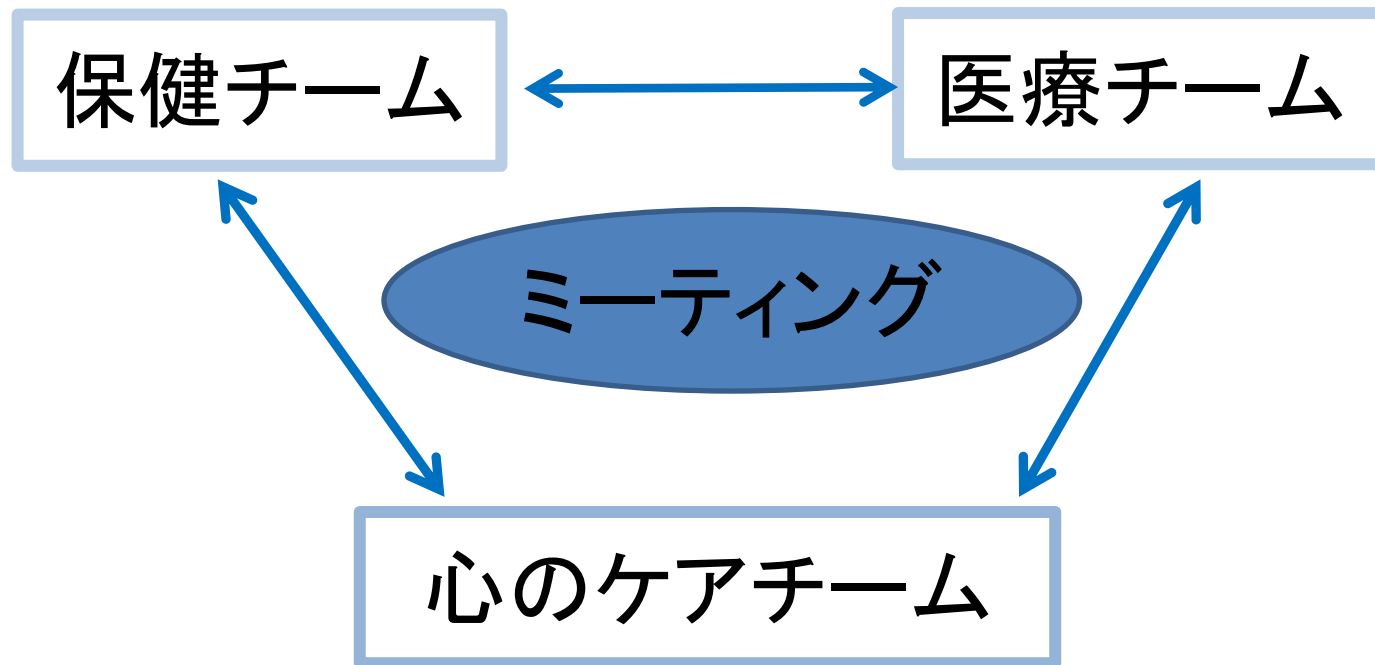
○ 宿泊施設の確保について

被災地の宿泊施設が壊滅的な被害を受けたため、被派遣保健師の宿泊場所の確保に苦慮した。

○ 災害時の保健活動のマニュアルについて

被災者への保健活動を実施するに際し、「大規模災害における保健師の活動マニュアル」(全国保健師長会)等がとても参考となった。

○ 保健チームと医療チーム等との連携



○ NPO法人等との連携について

＜例＞

アレルギー者に対する支援について、市町村、NPO法人アレルギー支援ネットワーク及び盛岡アレルギーっ子サークル「ミルク」との連携により、アレルギー者への支援を適切に実施することができた。

○保健師の被災状況等

市町村	震災前	震災直後	現在(H23.9.1)
A	(正)14人、(非) 1人	(正)14人 (非) 1人	(正)14人、(非)1人
B	(正) 9人	(正) 3人	(正)4人、(非)1人、 (派)3人
C	(正)16人	(正)16人	(正)16人、(臨)1人
D	(正) 7人	(正) 6人	(正)9人、(派)1人
E	(正)24人 (非) 3人	(正)24人 (非) 3人	(正)24人、(非)2人
F	(正) 9人	(正) 9人	(正)8人、(派)2人
G	(正) 2人	(正) 2人	(正)2人

○ 中長期的な保健師の確保について

<確保対策>

- 緊急雇用創出事業等による雇用
 - 地方自治法による他自治体からの派遣による確保
 - 自治体の独自の職員採用
- 今後 ⇒ 職能団体からの協力による
確保

まとめ

東日大震災津波は、数百年に一度ともいわれる未曾有の大震災であり、その対応については、想定されない対応が必要となったことから、次の事項について検討等を行うこととしている。

○今回の保健活動についての検証

○本県における災害時の保健活動マニュアルの策定

○関係機関・団体とのネットワークの構築

など

岩手は必ず復興を果たします。
引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。



平泉

